

第5回 八尾市男女共同参画審議会 会議録(要旨)

1. 日時 平成24年11月16日(金) 午前10時～
2. 場所 八尾市役所本館8階 第2委員会室
3. 出席者 別紙
4. 会議内容
 - 1) 開会
 - 2) 委嘱状について
 - 3) 部長挨拶
 - 3) 委員・幹事紹介(事務局紹介)
 - 4) 会長・副会長の選出
 - 5) 議題
 - (1)「第2次 やお女と男のはつらっプラン」の進捗状況について(報告)
 - (2)「(仮称)八尾市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」の素案について
 - (3)その他

5. 議事録要旨

会長・副会長の選出

事務局から会長・副会長の選出について諮ったところ、事務局一任との意見があり、引き続き会長にジャーナリストの細見三英子委員、副会長に大阪女学院大学・短期大学准教授の関根聡委員が就任。

議題の内容について

<会長>議題(1)の「第2次 やお女と男のはつらっプラン」の進捗状況について事務局より報告してください。

<事務局>

事務局より、資料1～5の説明

<会長>ただいまの報告について、質問・意見はありますか。

<委員>男女共同参画プランが昨年改正され、大阪府や国では、「セーフティネットの充実」というところに、さまざまな困難を抱える男女や高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備というのがある。やはり八尾市は、外国にルーツを持つ方がたくさん居住されているので、特化して外国人の支援というところに入れていただいていると思うが、この進捗状況やいろいろな相談も含めて、八尾に住んでいる例えばマイノリティの女性、障がいをもっているとか、高齢の方とか、部落の女性であるとか、そういった複合的な差別を受けている、受ける可能性のある人たちへの対応が入っていないと思った。現行のプラン改訂時には、こういったマイノリティ女性への支援も必ず入れてほしいが、現状では、項目のなかにそういった部分がないので、進捗状況において報告されていないのかという疑問が一つと、次に、

防災の関係で、私自身、防災に関しては、いろいろなところで講演などに行かせていただいているが、どこの市町村も、どの県も、防災会議については、女性の参画がかなり少ないということを聞いている。資料4の5ページの「都道府県防災会議に占める女性委員の割合」では、大阪府は残念ながら0%。一番多いのが、徳島県で10人。大半が1人、2人であり、やはり全体的に女性が少ないということに比例して、八尾市でも女性委員が少ない。八尾市防災会議は、男性が53人、女性3人、女性比が5.4%であり、これはやはり問題だと思う。ただ、女性がここに参画できないのは、防災会議の委員というのは充職になっている場合が多く、なかなかそこまで女性が管理職に登用されていないからだと認識している。充職で女性が入れないのであれば、防災会議の規定で市長が認める者は委員となることができるというのがあったと思うので、それによって、意識的に、そういった防災の会議の意思決定のできる機関へ女性が参画できないものか。

〈会長〉八尾市防災会議は、地域安全課が担当課しており、22年度は女性が1人だったのに対し、23年度は3人に増やしたということになっている。これは全国平均ぐらいだと思うが、これについてはどうですか。

〈事務局〉防災会議については、24年度にはさらに女性が1人増えたと聞いている。充職でどうしても男性が多いという状況で、全国的に見てもこういった状況になっているが、市長の定めるところという規定等で、男女共同参画担当からも担当所管に働きかけを行うなど、できるだけ女性委員を登用していただくよう調整していきたい。また、所管課において、現在、防災計画の改訂を進めているが、その中で防災会議のほかに防災計画推進会議を23年度に実施しており、そこには女性の方に入らせていただいているということを聞いている。重要な決定機関には女性は少ないという状況であるが、女性の方の意見を吸い上げる場としては、そういった場を持っていると聞いている。

〈会長〉資料1の8ページに関係する問題提起であるが、消防吏員の採用、防災会議や自主防災組織への女性の参画など、徐々には改善してきているが、審議会等の女性の参画というのは、非常に意味がある。いくら草の根で女性が一生懸命、消火器を持ったり、防災訓練をやっているといっても、数字にあらわれる参画となるとまた少し意味が違ってくる。防災会議というのは、地域を活性化させ、自分たちのまちに愛着を持ってやっていくという意味では、非常に大切なものである。こういうところにもっと大胆に共同参画の目標を掲げていっていただくというのは非常に大切である。次にマイノリティの人権保障ということで、事務局の方から施策について説明してください。

〈事務局〉複合的な観点のマイノリティについて、昨今クローズアップされていることは、我々も認識している。現在、進行管理をしている「第2次 やお女と男のはつらつプラン」は、確かに委員ご指摘のとおりそういった視点が弱いと認識しているので、これについては、本日、貴重なご意見をいただいたことを踏まえて、今後改訂する際には、そういった方々にお集まりいただいて、ご意見賜る中で、改訂作業をしていくといった対応させていただきたい。

〈会長〉何が必要とされているのかということをしっかり聞いて、それに対する施策を打っていくというのは非常に大切である。いい機会でもあるので、新しい視点で課題に対し

て取り組んでいただきたい。

〈委員〉資料1の7ページのところで、「市民活動等において活躍する女性の発掘・養成をめざして啓発や交流、情報発信等の事業を実施しました。」とあるが、資料のどれにあたるのか教えてほしい。また、次の行の「女性同士のネットワークづくりに努めます。」とあるが、具体的にどのようなことを想定されて書かれているのか。

〈事務局〉資料1の18ページ、施策の方向は「Ⅲ-8-18 女性の人材養成」の項目がこれにあたる。

〈会長〉八尾市男女共同参画センターの来場者が3,172人、相談239人、交流1,681人、講座482人。評価はAとなっており、非常に役立ったというようなことが書かれている。

〈事務局〉補足させていただくと、男女共同参画センターは、生涯学習センターの4階にあるが、そちらで積極的に交流等の講座を実施している。女性リーダーの必要性というのを視野に入れながら行っているが、女性の積極的なリーダーまではなかなか養成できていないのが現状である。また、公募による実行委員会形式での「やお女と男のはつらつフォーラム」を毎年行っているが、継続的に委員となって、男女共同参画についての視野も広がり熱心に取り組んでおられる方もいる。そういう方とぜひ協働していろいろなグループ作り等も行っていきたい。

〈会長〉八尾市男女共同参画センター「すみれ」は、どれくらい市民の中に知られていて、愛されているのかを教えてほしい。

〈委員〉委員をしているので、講座等があれば参加しているが、やはり来ている方は動員が多いように感じる。もちろん、動員が悪いわけではなく、PTAの保護者の方とか、こういう機会に課題を知っていただくのは大事なことだと思うが、八尾市全般的に見て、市政だよりも広報されているので、「すみれ」という名前は知らなくても、生涯学習センターに行くとか何かあるのかなということは、知っていただいている感じはする。「すみれ」はどちらかというとな不便な位置にあるので、何か会議をされる際にはプリズムホールや、もっとみんなが近寄れるところで開催すると行きやすいのかなと思う。

〈会長〉行きやすいというと、何か工夫はありますか。

〈委員〉講座自体が、午前に開催しているものが多い。参加できる人が限られるので、講座を開催する時間帯もいろいろな幅を持たせて企画してほしい。男女共同参画といいながら、男性の参加はほとんど見当たらないので。

〈事務局〉男性の参加者を集めるのが難しく、ご意見をいろいろいただきながら、改善していきたい。

〈会長〉自転車に乗れる人は行くことができるが、高齢社会になると移動手段がなくなって難民化してしまう。場を活用するのに、どうすればいいのか。すみれだよりは、なかなか良い内容が書かれており、手に取って読みたくなるので、そういった広報誌を作成する。それから、例えば「すみれ」へ行ける人は行って、フォーラムなどは会場を変えて、場と場を連携させるという方法もある。また、年に1回のフォーラムの中で、共同参画に貢献した人を表彰するという顕彰制度を入れていく。さらに、行きやすい方法として、コミュニティバスを出すわけには行かないと思うが、これについてはどう思うか。

〈委員〉いろいろな会議に出させてもらっている中で、一生懸命にやっておられる方もいるが、関心のない人がほとんどで、いくら言っても動員で来たというだけで、あまり進展がない。広告を配られても、「こんなんあるんやな」と思うだけで、関心がないから人が集まらない。コミュニティバスも以前はあったが、今はなくなってしまったので、行ける人、範囲というのは決まってしまっている。どのようにして人を集めるのかということ相談できたらいいなと思っている。

〈会長〉例えば、「～の里」とかいう施設などは車を持っている。「すみれ」が施設へ行ってもいいし、施設にいる人たちが車で「すみれ」に来てくれるとか、スポットを作るといった方法にしたらいと思う。「すみれ」もこれからだとウォームスポットとか、あるいはクールスポットとか、そういう行ってみたいと思えるスポットづくりがあるかもしれない。すみれには、立派なソファがあるが、そういうところで少しの間過ごせるという雰囲気はあるか。

〈事務局〉あります。生涯学習センターは八尾市の中では少し北の方に位置しているが、生涯学習センター主催の講座に来られる方もいるので、まずはそういった人たちに対して、「すみれ」のことを知っていただき、そこからまた輪を広げていくような形で、少しずつできる範囲でやらせていただきたい。また、「女性に対する暴力をなくす運動」や「男女共同参画週間」などの週間行事の際は、大きな講演会をさせていただくので、できるだけいろいろな方に参加していただけるように考えていきたい。

〈会長〉かなり努力しておられているということは数字にも表れているので、もっと増やしていくということで、お願いしたい。また、買い物難民など外に出られない人たちのために、移動手段についてもぜひ考えていただきたい。

〈事務局〉貴重なご意見ありがとうございます。どこか拠点となる施設で、一箇所に集中してやるということは一定の効果があるということですが、出にくい方に対してどうするかという視点では分散してやるというのも方法である。コミュニティバスについては、八尾市で試みも行って、その結果、中止になったという経過もあり難しいところである。先ほどから、動員で来られる方についての意見もいただいているが、やはり行政だけでは非常に厳しく、限られた予算の中で、どこまで効果的な事業ができるのかということでは努力をさせていただいている。今、地域分権という考え方をすすめており、自助、共助、公助ということで、男女共同参画推進条例の中でも市民との協働を謳い、職場・学校・地域・家庭の中で市民の皆さんにも男女共同参画の推進に努めていただきたいということで、お願いをしているところである。そういった意識をもって講座へ参加していただいた方が、地域や学校へ帰っていただいて、そういった視点で意識啓発に努めていただくということもわれわれとしては非常に重要な手段であると考えている。講座のあり方についてはご意見を踏まえて、効果的に啓発するためにはどうすればいいのかということについて、議論を深めていきたい。

〈会長〉共同参画と地域の健康支援については、部局は違うけれどもできるわけです。これは現代的な課題であり、高齢者の健康維持などの健康施策と共同参画を連動させるということはこれからやっていけるだろうし、垣根を払ってひとつ新しいものを考えていただきたい。それから、すみれだよりは何枚くらいを刷って、どこに置いているのか。

過去のすみれだよりでは、オリンピックを背景に、スポーツと共同参画というテーマで書かれていて、とてもセンスがいいなと思った。こんなふうに、みんなが知っている世の中の動きを取り入れて、共同参画を広めていく。そうすれば、数ある広報誌の中でも読んでくれると思う。ぜひ広報誌を効果的に作って、それを届くところ、駅などに置いていただきたい。

〈事務局〉すみれだよりについてですが、毎月400部程度発行しており、市内公共施設すべてと市内各所のセンターに配布している。

〈委員〉女性の就労に関して、資料1の4～5ページを見ると、八尾市はいわゆるM字カーブが全国平均より低く、40歳以上の再就職は非常に厳しい状況であることがわかる。また、資料1の21ページを見ると、施策の方向「12. 女性のチャレンジ支援」において、男女共同参画への貢献度が「C」評価となっているものが2つあるが、この「C」評価となった理由について、説明していただきたい。

〈事務局〉取り組みとしては、21世紀職業財団やマザーズハローワークと連携していろいろな情報提供を行っており、また合同就職説明会・面接会のチラシ等も配布されているが、それがどれだけの効果があるのかを把握するのが難しく、判断が難しいということで「C」評価をつけられている。

〈会長〉資料1の15ページ中「II-5-12 女性のチャレンジ支援」において、「C」評価が出ており、具体的な施策「39. 女性の職業能力開発」では、職業能力開発講座を行い、就労困難者の職業能力開発を実施したとあるが、この参加者数の数字をどうみるか。

〈事務局〉職業能力開発講座は人を集める工夫も含めて非常に積極的にされており、担当も一生懸命されていることも拝見している。男女共同参画について貢献しているか否かというところで判断に迷われ、「C」評価とされているが、決して一生懸命やっていないとか、人が少ないとかの理由での「C」評価ではないことを補足させていただく。

〈産業政策課長〉今ご指摘いただいた資料1の15ページに記載のある項目について、産業政策課では、職業能力開発講座をさせていただいており、女性の方の人数は、括弧内に表している。例えば、パソコン講座では修了者10人となっているが、そのうち就職に実際に結びついた方がどれくらいいるのかということがポイントになってくるかと思う。講座によっては受講者にも限りがあり、こちらの考え方としては継続的にこのような事業を行いながら個人個人の能力をあげていただき、地域就労支援事業等も活用しながら支援をしていきたいと考えている。

〈委員〉女性の就労問題と関係して、公立幼稚園のあり方について、非常に疑問を持っている。公立幼稚園は子どもを昼過ぎに帰らせるため、どうしても女性は子どもが帰ってくるので就労できない。小学校は午後3時ぐらいまで授業があつて、そのあとに学童保育もある。幼稚園は義務教育と違うので、関係ないといえば関係ないかもしれないが、女性が公立幼稚園に行きたくても行けず、経済的にしんどくても私立幼稚園に、あるいは保育所に行っている状況である。公立幼稚園はいつまでこのような形を続けていくのか。例えば、保育時間を延長するとか、保育所的な機能を持った園に変えるとか、そうすることによって、家にずっといなければならないという状況がなくなり、女性

の就労の機会がもっと広がるのではないか。私は幼稚園に子どもとの交流で年に数回訪れるが、毎年、園児の数が減っている。子どもの減少ということもあるが、どうしても公立幼稚園ではお母さんが働きにいけないということで、八尾市が女性の就労ということだけ考えても、公立幼稚園をこのまま放置しておくのかという考えを持っている。

〈こども政策課〉公立幼稚園等の現状については、公立の幼稚園と保育園があり、保育園は就労対策ということもあって、保育時間も幼稚園に比べると時間帯は長時間になっている。もともと国の方も幼児教育という観点から幼稚園、一方、保育所は厚生労働省の所管ということで若干違うということもあり、幼稚園に入られている方については就労要件等を別にとっていないが、現状としては在宅で子どもを育てられている方が利用されている。また、一時的に保育を希望される方については、公立幼稚園でも預り保育というようなことも短時間ではあるが行っている。全国的な流れからいうと、公立幼稚園に入られる子どもの数も減少してきている中で、認定子ども園という形で、幼稚園と保育園を一体的にやられるという流れになってきているし、われわれも幼稚園を希望する子どもが少なくなっており、子どもの教育の観点に立ったときに、今の状態がいいのかどうかということもあって、公立幼稚園のあり方について検討をさせていただいているところである。

〈事務局〉本日の会議に所管課がない関係で、こども政策課長から答弁させていただいたが、これは市長部局としての見解で、現状としては、幼稚園の管理運営は教育委員会が所管している。幼稚園に対するニーズ、市民の利便性といった視点で、貴重なご意見をいただいたということで、教育委員会の方にもお伝えさせていただく。

〈会長〉幼稚園や保育園に関して男女共同参画プランになぜそのようなことを入れなかったのかということ、次世代育成計画の中で、あるいは子ども育成プランの中でしっかり数値目標を掲げてやっていただいているということで男女共同参画プランにはあえて入れなかった。そういう経緯があるので、ぜひしっかり、現状の課題に対し、どのように解決するのかということやっていただきたい。

〈委員〉先ほどの就労支援のところ、「C」評価になった趣旨はわかった。例えば能力開発講座の「医療事務・医科講座（18日間）」では、全て女性が参加されており、ニーズがあるところでは、頑張っておられるなど思った。しかし、実際の就労につながっていないという点では、税金を使ってやっているのにもったいないと思う。全国的にも厚生労働省がやっている就労支援事業も実際の就労に結びついていないとニュースでも聞く。やはり、お金かけて就労を支援している事業について、具体的な効果が発生するようにしていただきたい。そして、なぜ、就労に結びつかないのかという原因を分析し、少しでも就労につながっていくようにしていただきたい。

〈会長〉資料1の20ページについて、これは市民との約束の数字である。目標を達成しているのは、「ママパパ教室を受講する男性の割合」だけで、これ以外は残念ながら目標値を達成していない。私たちが共同参画でできるものとしては、「市の男性職員の育児休業取得率」で、目標は10%。現状は0%となっているが、これはどうやって目標を達成するのか、市民に責任は取れるのか。また、「男女共同参画モデル地区の設

置」も2地区で実施するとあるが、やっているのかやっていないのかわからない。目標年次まであと3年しかないので、早く取り組みを進めてもらわないといけない課題がたくさんある。できないでは困るので、一つだけアドバイスすると、平成27年度までにめざす目標値で、50%となっているものがあるが、どちらかが40～60%とし、目標値に幅を持たせてはどうか。もう一度しきりなおして頑張ってください。

<会 長>では次に、議題(2)「(仮称)八尾市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」の素案について」事務局からお願いします。

<事務局>

事務局より、資料6の説明

<会 長>ただいまの説明について、ご意見をいただきたいと思うが、この計画に関してパブリックコメントはあるのか。

<事務局>この審議会での議論を踏まえて、12月20日からパブリックコメントを予定している。

<会 長>では、市民の皆さんから広く意見を聞く機会はある訳ですね。それでは、ご意見ご質問はありますか。

<委 員>DVについて、別立てで基本計画が策定される中に参加させていただくことの重要性を感じているが、今回、この計画の素案を見ただけで、マイノリティの方への対応というのが若干抜けているのではないかと感じている。目標2の早期発見・相談体制の充実の今後の取り組みというところに、丁寧には書かれているが、一つは外国人市民への支援の充実ということ、それからごっちゃにはなっているが、「DV被害者が高齢あるいは障がいがあるなどの場合、適切な相談が受けられるよう、それぞれの担当課と連携して相談に対応します」、「DV被害により心身に影響等を受けた子どもへの支援について、児童虐待等の相談機関と連携して相談に対応します」ということで、たくさんさまざまな方への対応も入れてはいただいているが、やはり最近セクシャルマイノリティの方のことを私自身も色々勉強させていただく中で、DVの中にもそういったマイノリティの方についての文言も入れていただきたいというのが一つ。それと、自分自身DVの中ですごく思っているのが、女性がDVの被害者になる確率が非常に高いと思うが、男性で被害を受けられるという方もいるので、男性の被害者の相談窓口であるとか、反対に男性の加害者への対応の部分も大阪府の計画の中には掲げられているので、女性が女性ということではなく男性もどうするのかということを入れるべきではないかと思う。

<会 長>これに関して意見等はどうか。

<事務局>まず男性の相談ですが、八尾市の場合、実績としては平成23年度では4件で、そのうちDV相談は1人だけという状況であった。また、昨年、23年度に大阪府が試行的に男性相談を行ったが、多かったのは心の相談と就労に関する相談であったという結果が出ていた。当然、DV被害に悩んでいる男性もいて表に出てきていないということはあるが、その点については今後、他市の状況や大阪府の状況を勘案しながら、こういった形で男性に対する相談を行うのかということころは、今後の検討も踏まえて

今回の計画には入れていないという状況である。

〈会 長〉男性の相談も受け付けているし、加害者へのプログラムも府と連携しながら行っていくというシステムがあるということが大切で、そういうのが書かれていないと市民の方もそういうのがないのかと思うので、できるのなら入れていってもいいのではないか。それから、いじめの問題とDVの問題というのは、子どものいじめというような現象からDVの問題が出てくるというのは事件報道でもいわれているので、学校教育であるとか、子どもの健全育成、子どもの人権を守るという観点からもDVの問題を考えていくという視点を入れていかなければならないと思う。この「DV被害により心身に影響等を受けた子どもへの支援」というところで、そこに含まれているのかとは思いますが、いじめとDVとは大いに関係があるという視点で学校教育でも課題として認識していくという点も入れられるのであれば入れていただきたい。

〈委 員〉3 ページですが、全国のデータのあと八尾市のデータが紹介されていて、これは非常に意味のあるデータであると思う。なぜなら、男性の被害者もいるが、男性がされたDVと女性がされたDVの違いが分かるという意味で、同じDV被害といっても違いがあるというところは見ておかなければならないと思う。特に男性で一番多いのは、大声でどなられたという経験であるが、危険性からいうと、左側のグラフの生命に危険を感じるほどの暴力をふるわれたとか、なぐる、ける、突き飛ばすなどの身体的暴力、それからものを投げる、気がすまないのに性的な行為を強要されたという、こういう女性にとって非常に深刻な被害を及ぼすような対応について、やはりどの項目も女性が非常に高い数字が示されているというところは、やはり同じく被害者であっても女性に加えられる被害というものが、危険性とか深刻性という点ではやはりより重いものがあるのではないかと、そういうところで、そういったコメントを入れたほうが八尾市のデータが生きるのではないかと感じた。それと、6 ページの下から4行目の表現について、「本市においてもこれまで以上に、交際相手からの暴力など」とあり、交際相手からの暴力も非常に重要なことであるが、まずは法律とか計画があるのは配偶者等からの暴力の防止なので、この部分の後に、「さらに交際相手からの暴力」という風に入れる方が比重からいうと良いのではないかと思う。それから12ページの7、「配偶者暴力相談支援センター機能の充実」というところであるが、八尾市には配偶者暴力相談支援センターはないので、大阪府の課題ならこの機能の充実というのは分かるが、八尾市としてこの機能の充実を課題に掲げることが適切なのか。要するに連携なら理解できるが、機能そのものを八尾市が充実させていくという権限はないと思うので疑問に感じた。

〈事務局〉最初の2点については、委員のご指摘を参考に修正する方向で検討したい、また3点目の配偶者暴力相談支援センターの点については、ご指摘のとおり八尾市には今のところセンターは設置していないので、大阪府が設置しているセンターとの連携という意味合いでの内容であるので、その辺も修正等も勘案しながら検討してまいりたい。

〈会 長〉それに関連して、3 ページで指摘のあった男性のするDVと女性のするDVは違うというのは、分析で1行程度入れていただくというのと、全体を通して感じることだが色の処理が分かりにくい。された女性とされた男性の区別が分かりにくいので、コン

トラストをしっかりとつけた方が良い。他の部分でも色の処理によって、せつかくのグラフが分かりにくくなっているところがある。上の部分でも、格子と斜交いに分けているところがあり、0.9の無回答のところと区別するためだと思うが、むしろもっと分かりやすく色を変えたほうが良い。4ページ、5ページのグラフの処理も同じで、特に5ページの一時保護件数のグラフについて、下をグラデーションにする意味があるのかと思う。枠が分かりにくいということがあるのなら、もう少しグラデーションを落としてコントラストを強調するといった図形の処理をすれば、もっと分かりやすくなるのではないか。それから、今のセンター機能の充実と連携というところを文章の中に入れることはできると思う。

〈委員〉今の3ページのグラフについて、思っていたことを会長が言ってくれてよかったが、さらにそのグラフについて、されたこと、したこと、両方いるのかなと思う。むしろ、分かりやすくするために右のしたことを取って、あなたがされたことというテーマで、左側が女性のグラフ、右側が男性のグラフとした方が対比がよく分かると思う。

〈事務局〉今の会長と段林委員のご指摘については、その方向で修正を考えていきたい。

〈会長〉7ページの体系図だが、こういう法律があってこの計画を作るということを示していると思うが、何条の規定に基づいているのかを具体的に入れた方がもっと良くなるのではないか。あと、意見等はないか。

〈副会長〉11ページの上の3、「デートDVの予防・啓発の推進」のところ、現在、市内の中学校を中心にリーフレットを配布、もしくはDVDの活用を働きかけていくということになっているが、男女の異性交際の始まりは、最近では小学校の高学年の時点でスタートしているということもあるので、これをもう少し下げて小学校高学年にまで広げてリーフレットを配っていくことは可能でしょうか。

〈人権教育課長〉今のご意見について、ご指摘のとおり、どんどん低年齢化していると思う。今までの捉え方としては、高校レベルが一番多いというものだったが、それが段々下がってきていると考えているので、今後検討していかなければならない状態になると考えている。

〈委員〉13ページの現状と課題のところの上から3行目、「加害者からの捜索をより困難にするため」というところが、趣旨としては加害者が容易に追跡できないようにするために、追跡から保護するという趣旨だと思うが、「捜索をより困難にするため」というのは言い回しとして引っかかるころなので、修正を検討していただきたい。

〈会長〉追跡から保護することですね。それから、語句の訂正で、11ページの上から2行目の「気づく」の「づ」がここだけ平仮名になっている。語句の表現は他にも一杯あると思うので、しっかりと見ておいていただきたい。

〈委員〉1ページの米印の一番下の行、括弧書きで、「ただし、法律の根拠を必要とする施策等を除く」というところで、例えば、ただしの後に「保護命令等」と入れていただくと、保護命令は交際相手からのDVには使えないのだということが分かっているのではないか。

〈会長〉2ページ、一番下ですが、「また、交際相手からの暴力（「デートDV」と呼ばれる。以下、「デートDV」という。）」とあるが、「「デートDV」と呼ばれる。」というのは

削除の方が分かりやすい。また、一番下の、「10人に1人の人が」の部分は「の人が」が不要である。それと、4ページの上のDVに関する表現であるが、書いた人の思いは分かるが、「平成23年度には128件と、」で一度切れて、「平成19年度の件数の4倍近くに増加しています。」という方がスッキリすると思う。あと、いかがでしょうか。

〈会 長〉今日の意見に対して、今後、どのような流れになるのか。素案として修正等が行われると思うが、パブリックコメントに出す時にはどのようになるのか。

〈事務局〉審議会の中でご指摘いただいたそれぞれの部分について、少し時間をいただいて最終的に盛り込めるかどうかも含めて検討してまいりたい。パブリックコメントが始まる前には各委員の元に配布させていただきたいと考えている。

〈会 長〉八尾市の数値を出せるところは出して、オリジナリティがあつて、そんなに格調高い文章とは言えないが、担当課のやる気が感じられて良いのではないかと考えている。皆さんもそういうご意見かと思う。

〈委 員〉14ページ、10番の「庁内推進体制の充実」のところで、ここには図表のようなものを載せる予定はないのか。関係機関はいらないと思うが、庁内体制の部分で。

〈事務局〉今のところ図表はないが、検討させていただきたい。

〈会 長〉その時に配偶者の支援センターがどこにあるということが分かればいいのではないのか。体系図がかけられるかどうか検討してみてもどうか。

〈会 長〉それでは「(3)その他」について事務局より説明してください。

〈事務局〉それでは議題の(3)「その他」について、説明させていただきます。今年度につきましての今後の主なスケジュールですが、本審議会終了後、会議録を作成しまして皆さんにご確認していただいた上で修正等を加え、資料等も含めて本市ホームページ等におきまして、年度内に公表させていただく予定となっております。また、次年度の予定ですが、平成25年の秋ごろに当審議会の開催を予定しております。次年度に入りましたら事務局の方から日程調整をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。以上です。

〈会 長〉それでは、以上で第5回の男女共同参画審議会を閉会する。

〈事務局〉本日は、委員の皆さんには活発なご意見を頂き有難うございました。頂いたご意見については、今後の女性参画の推進の取り組みに十分反映するとともに、基本計画については本日のご意見を踏まえまして、再度精査してまいりたいと考えております。どうも本日は有難うございました。

以上

別紙

(委員)

細見 三英子 会長
関根 聡 副会長
段林 和江 委員
小松 照明 委員
二宮 久子 委員
森川 昭平 委員
池尻 誠 委員
梅本 ルミ 委員
西川 弥生 委員
※欠席・・・眞鍋 トミエ 委員

(幹事)

村井 秀之 (人事課長)
菱井 義則 (生活福祉課長)
岸 義雄 (高齢福祉課長)
白石 哲也 (健康福祉部次長兼障がい福祉課長)
辻村 和寛 (こども政策課長)
當座 宏章 (こども未来部次長兼保育課長)
馬場 正浩 (経済環境部次長兼産業政策課長)
福嶋 英夫 (教育委員会事務局 人権教育課長)

(事務局)

植島 康文 人権文化ふれあい部長
鶴田 洋介 人権文化ふれあい部次長兼人権政策課長
高戸 直也 人権政策課男女共同参画推進担当課長補佐
中山 寛規 人権政策課男女共同参画推進係長
福井 智恵子 人権政策課男女共同参画推進係副主査

《配布資料》

- ・第5回 八尾市男女共同参画審議会 次第
- ・第5回 八尾市男女共同参画審議会 配席表
- ・八尾市男女共同参画審議会 委員・幹事名簿
- ・八尾市男女共同参画推進条例
- ・八尾市男女共同参画審議会規則
- ・「(仮称) 八尾市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」の策定スケジュール

- ・ **資料1** 平成 23 (2011) 年度 八尾市における男女共同参画の進捗状況の概要について 報告書
- ・ **資料2** 審議会等の一覧表
- ・ **資料3** 平成 23 年度女性相談事業 実施状況
- ・ **資料4** 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況 (平成 23 年度) 【内閣府男女共同参画局公表資料】
- ・ **資料5** 府内市町村の男女共同参画関係施策の推進状況 【大阪府公表資料】
- ・ **資料6** (仮称) 八尾市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画 (素案)